

日 銀 業 第 604 号

2018年8月13日

日 銀 ネット 利 用 先
日 銀 ネット 利 用 金 融 機 関 等
御 中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則
(共通事務)」の一部改正に関する件

日銀ネット利用先における業務継続態勢の整備手段の多様化を図る観点から、日銀ネット利用先における通信回線（通信関連装置を含む。以下同じ。）または端末装置の障害時に限り、他の金融機関等に属する日銀ネット利用先の通信回線および端末装置を使用することを認めることとしました。また、これに伴い、端末認証装置（障害時用）の設置場所にかかる要件を緩和し、他の金融機関等に属する日銀ネット利用先への設置を認めることとしました。

本取扱いを開始することおよび規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

○ 目次中、第1編Ⅱ. 4. を横線のとおり改める。

4. 端末認証装置（障害時用）を利用したバックアップ構成

(1) 端末認証装置（障害時用）の設置等に関する申出

(2) 具体的なバックアップ構成例

イ. 非利用先である営業所等での業務継続

ロ. 他の利用先（同一金融機関等）での業務継続

ハ. 他の利用先（他の金融機関等）での業務継続

○ 第1編Ⅱ. 2. (1) イ. (注4) を横線のとおり改める。

(注4) 利用先は、後掲(2)中の表3に定めるところにより、予め日本銀行の承認を得た場合を除き、当該利用先の属する利用金融機関等とは別の法人に日銀ネットを利用させることはできません。ただし、後掲(2)中の表3に定めるところにより、予め日本銀行の承認を得た場合には、別の法人を補助者として日銀ネットを利用した事務を委託することができます。

○ 第1編Ⅱ. 2. (2) (表3) を横線のとおり改める。

(表3) 日銀ネットの共通運営事務に関する日銀ネット主管店等^(注)への届出等一覧

| 項目 | 内容等 | 備考 |
|------------------------|-------|-------|
| 金融機関等名称、店舗名称等の変更に関する届出 | 略（不変） | 略（不変） |
| ↓ | | |
| セキュリティ関係事務の依頼 | | |

| 項 目 | 内 容 等 | 備 考 |
|----------------------------------|--|---|
| 障害時における他の金融機関等に属する通信回線等の使用に関する申出 | <u>次の事項を希望する場合</u> <u>①障害時に他の金融機関等に属する通信回線、通信関連装置および端末装置（以下「通信回線等」といいます。）を使用</u> <u>②障害時に他の金融機関等に属する通信回線等を使用することの取止め</u> | <u>日本銀行が別途定める書式を使用（障害時に他の金融機関等に属する通信回線等を使用することを希望する場合または使用を取止めることを希望する場合には、まず日銀ネット主管店に連絡してください。）。</u> |

(注) 略 (不変)

○第1編Ⅱ. 4. を次のとおり改める (全面改正)。

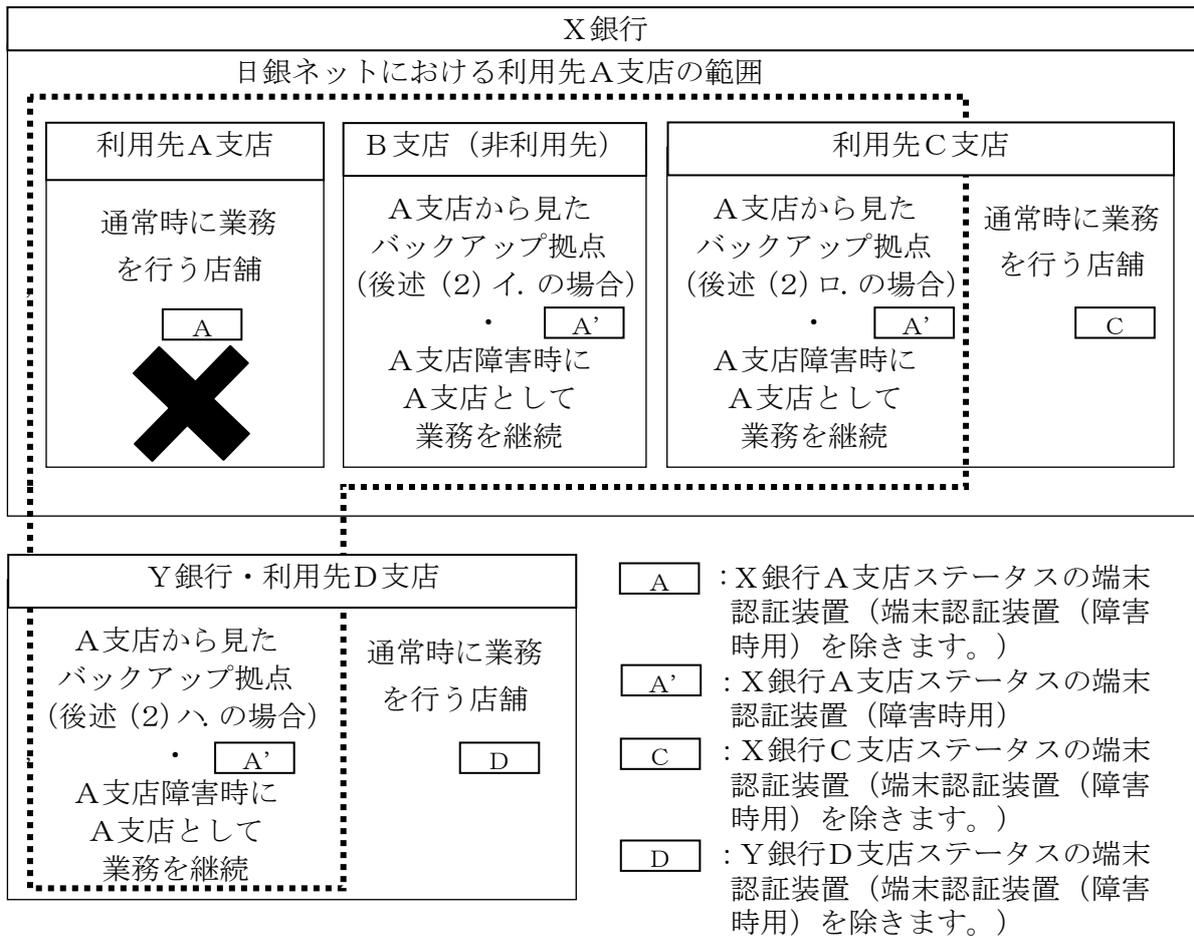
4. 端末認証装置 (障害時用) を利用したバックアップ構成

利用先は、障害により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった場合であっても、予め定めた、障害時に当該利用先として業務を継続する営業所等 (以下「バックアップ拠点」といいます。) に設置した端末装置、端末認証装置 (障害時用)、通信回線 (通信関連装置を含みます。以下同じです。) および権限者カードを使用することにより、当該利用先として日銀ネットの利用を継続することができます。このとき、2. (2) 中の表3に定めるところにより、予め日本銀行の承認を得た場合には、他の金融機関等に属する通信回線等を使用することができます。なお、障害時にバックアップ拠点において端末認証装置 (障害時用) を使用する場合、または他の金融機関等に属する通信回線等を使用する場合には、予めセンターに対し、連絡する必要があります (注1) (注2)。

(注1) 通常時において、センターとの接続確認やセキュリティ関係事務を行うために、端末認証装置 (障害時用) を使用する場合、または他の金融機関等に属する通信回線等を使用する場合には、センターへの連絡は不要です。

(注2) 他の金融機関等に属する通信回線等を使用する場合には、利用場所に関する情報を含めてセンターに連絡してください。

バックアップ拠点の概念は、次のとおりです。



(1) 端末認証装置 (障害時用) の設置等に関する申出

利用先は、障害により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった場合に備え、自店舗ステータスの端末認証装置 (障害時用) をバックアップ拠点で保管し、障害時に使用することを希望する場合には、予め「端末認証装置 (障害時用) 設置希望書」 (第 3 号書式) を日銀ネット主管店に提出し、日本銀行の承認を得ておくことが必要です。

また、端末認証装置 (障害時用) の設置場所の変更を希望する場合には、予め「端末認証装置 (障害時用) 設置場所変更申請書」 (第 4 号書式) を日銀ネット主管店に提出し、日本銀行の承認を得ておくことが必要です。

なお、権限者カード (障害時用) は、日本銀行から端末認証装置 (障害時用) の設置を認められた利用先に限り、発行することが可能です。

(2) 具体的なバックアップ構成例

イ. 非利用先である営業所等での業務継続

バックアップ拠点（利用先A支店と同一の金融機関等に属するB支店（非利用先）をいいます。以下イ. において同じです。）の利用を日銀ネット主管店に申請し、その利用を認められた利用先A支店は、障害時のみにバックアップ拠点で使用する目的で、同拠点へのアクセス回線の敷設ならびに同拠点に設置する利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）の発行を依頼できます。また、日本銀行から端末認証装置（障害時用）の設置を認められた利用先に限り、権限者カード（障害時用）を発行することが可能です。

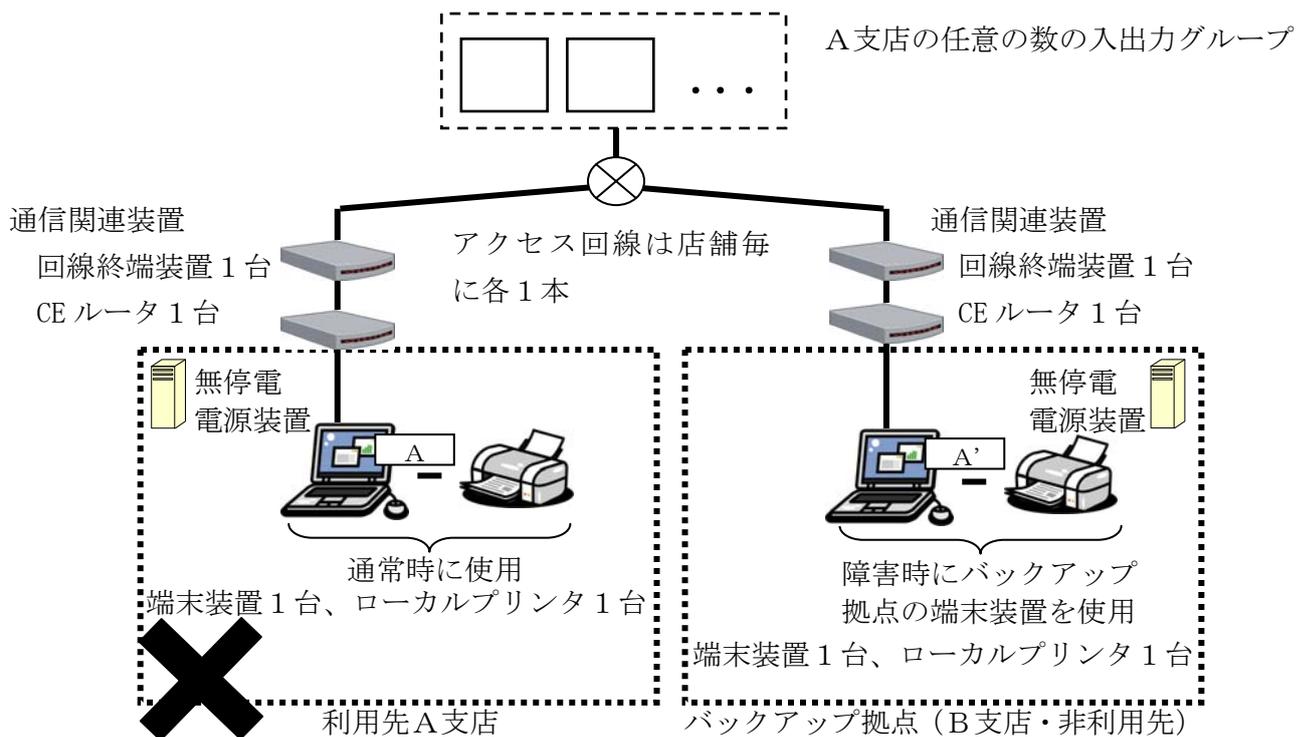
利用先A支店が障害により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった場合には、予めセンターに連絡のうえ、バックアップ拠点に設置した端末装置に、バックアップ拠点で保管している利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。この場合、通常時に利用先A支店が利用している入出力グループに接続されるため、未送信電文の確認等を行ったうえ、障害発生以前に行っていた端末操作を継続することが可能です。

[端末認証装置（障害時用）の発行・管理：IV. 2. 参照]

[送信権限者、オペレータの登録等：IV. 4. および6. 参照]

[障害時の対応：VI. 参照]

構成例



ロ. 他の利用先（同一金融機関等）での業務継続

バックアップ拠点（利用先A支店と異なる業務区域に存在し且つ同一の金融機関等に属する利用先C支店をいいます。以下ロ.において同じです。）の利用を日銀ネット主管店に申請し、その利用を認められた利用先A支店は、障害時のみにバックアップ拠点で使用する目的で、同拠点に設置する利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）の発行を依頼できます。また、日本銀行から端末認証装置（障害時用）の設置を認められた利用先に限り、権限者カード（障害時用）を発行することが可能です。

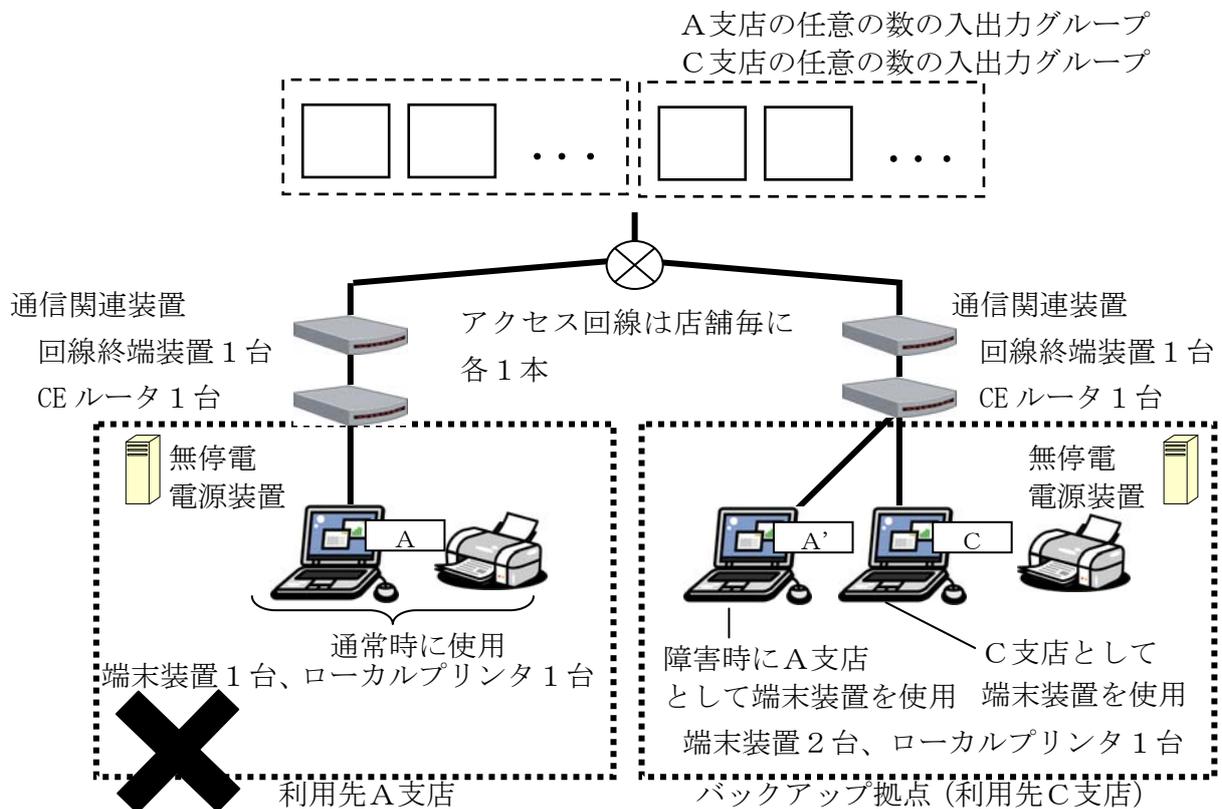
利用先A支店が障害により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった場合には、予めセンターに連絡のうえ、バックアップ拠点に設置した端末装置に、バックアップ拠点で保管している利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。この場合、通常時に利用先A支店が利用している入出力グループに接続されるため、未送信電文の確認等を行ったうえ、障害発生以前に行っていた端末操作を継続することが可能です。

[端末認証装置（障害時用）の発行・管理：IV. 2. 参照]

[送信権限者、オペレータの登録等：IV. 4. および6. 参照]

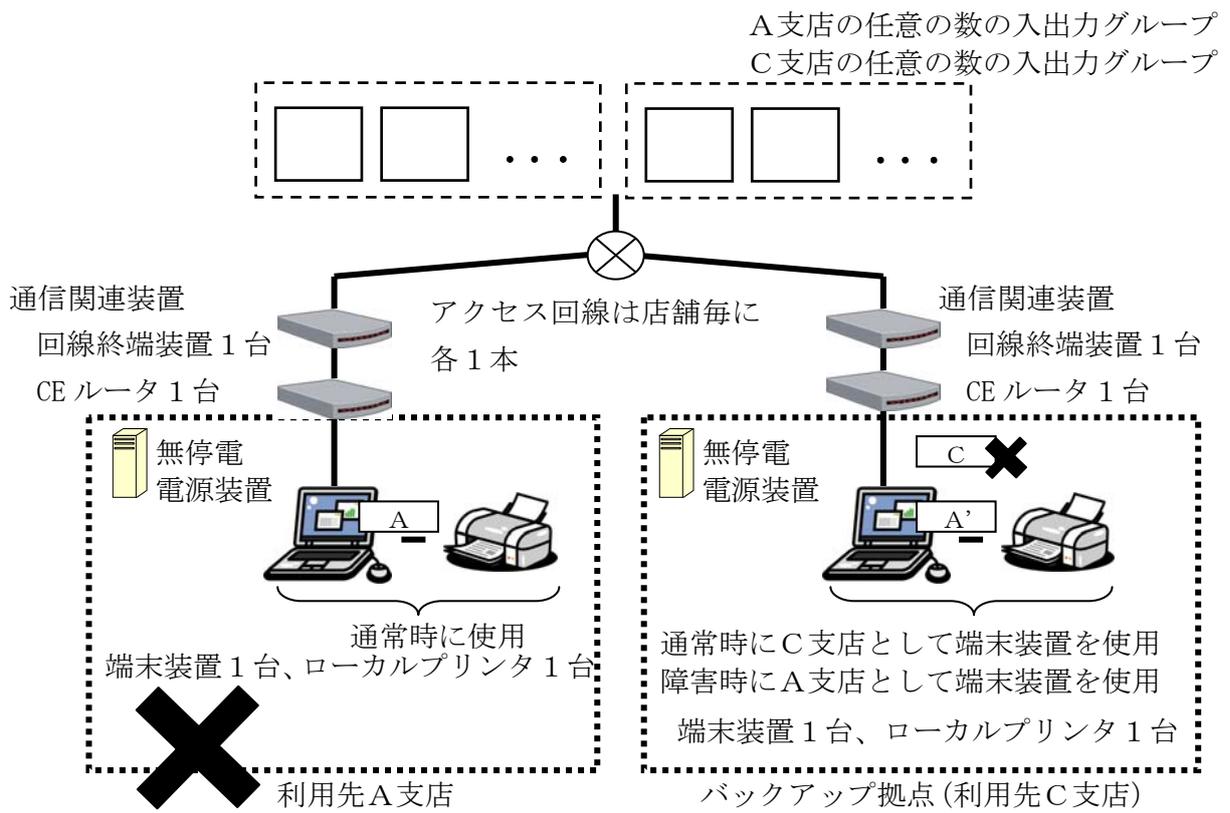
[障害時の対応：VI. 参照]

構成例



バックアップ拠点に端末装置を2台以上設置している場合には、そのうちの1台を利用先A支店として日銀ネットの利用を継続するために使用し、他の端末装置を通常どおり利用先C支店として日銀ネットを利用するために使用することで、両利用先の事務を並行的に行うことが可能です。これに対し、バックアップ拠点に端末装置を1台しか設置していない場合には、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続している間は、利用先C支店として事務を行うことはできません。

構成例



ハ. 他の利用先（他の金融機関等）での業務継続

(イ) アクセス回線を敷設する場合

バックアップ拠点（利用先A支店と異なる金融機関等に属する利用先D支店をいいます。以下ハ.において同じです。）の利用を日銀ネット主管店に申請し、その利用を認められた利用先A支店は、障害時のみにバックアップ拠点で使用する目的で、同拠点へのアクセス回線の敷設ならびに同拠点に設置する利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）の発行を依頼できます。また、日本銀行から端末認証装置（障害時用）の設置を認められた利用先は、権限者カード（障害時用）を発行することが可能です。

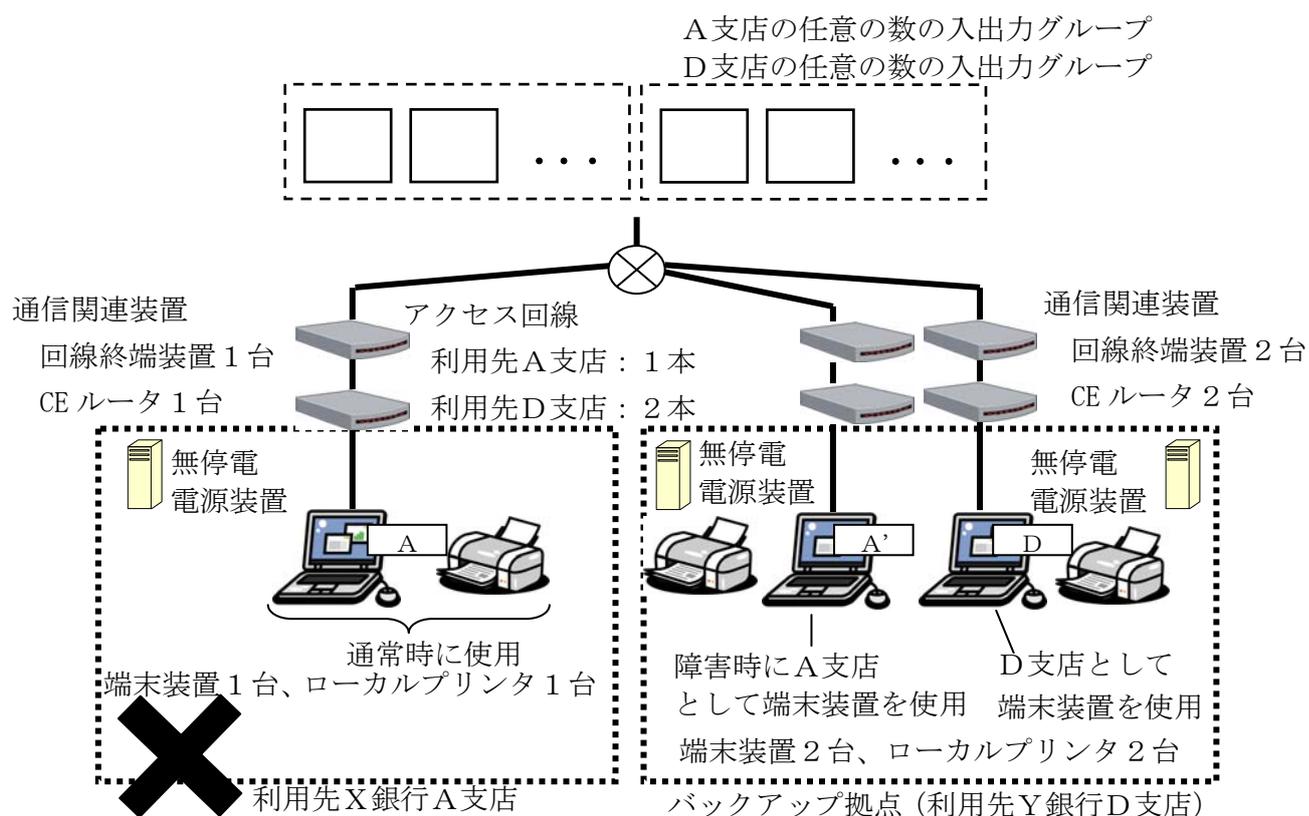
利用先A支店が障害により自店舗において日銀ネットを利用することが不可能となった場合には、予めセンターに連絡のうえ、バックアップ拠点に設置した端末装置に、利用先A支店ステータスの端末認証装置（障害時用）を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。この場合、通常時に利用先A支店が利用している入出力グループに接続されるため、未送信電文の確認等を行ったうえ、障害発生以前に行っていた端末操作を継続することが可能です。

[端末認証装置（障害時用）の発行・管理：IV. 2. 参照]

[送信権限者、オペレータの登録等：IV. 4. および6. 参照]

[障害時の対応：VI. 参照]

構成例



(ロ) アクセス回線を敷設しない場合

予め日本銀行の承認を得た場合には、バックアップ拠点にアクセス回線を敷設することなく、他の金融機関等である利用先D支店の端末装置に、利用先A支店の端末認証装置（障害時用）を装填することにより、利用先A支店として日銀ネットの利用を継続することができます。

バックアップ拠点に端末装置を2台以上設置している場合には、そのうちの1台を利用先A支店として日銀ネットの利用を継続するために使用し、他の端末装置を通常どおり利用先D支店として日銀ネットを利用するために使用することで、両利用先の事務を並行的に行うことが可能です。これに対し、バックアップ拠点に端末装置を1台しか設置していない場合には、並行して事務を行うことはできません。

[他の金融機関等に属する通信回線等の使用：II. 2. 参照]

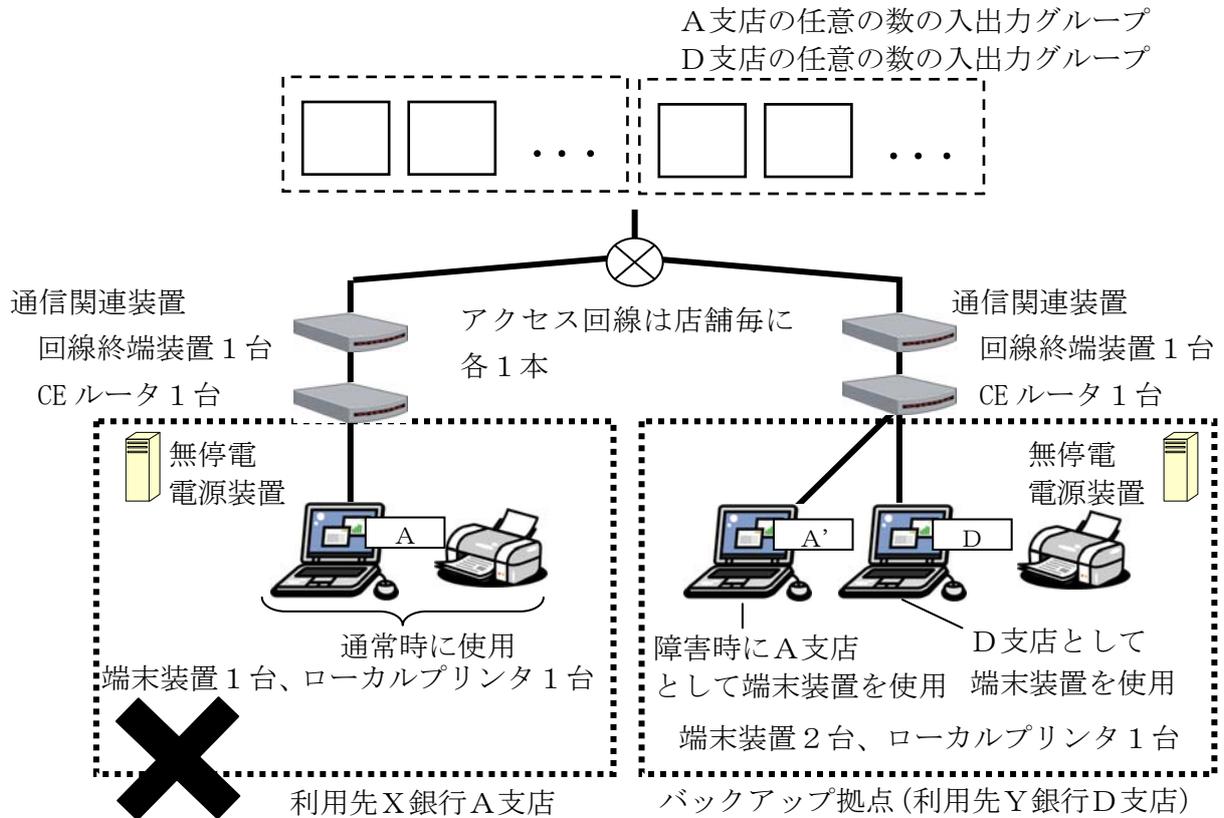
[端末認証装置（障害時用）の発行・管理：IV. 2. 参照]

[送信権限者、オペレータの登録等：IV. 4. および6. 参照]

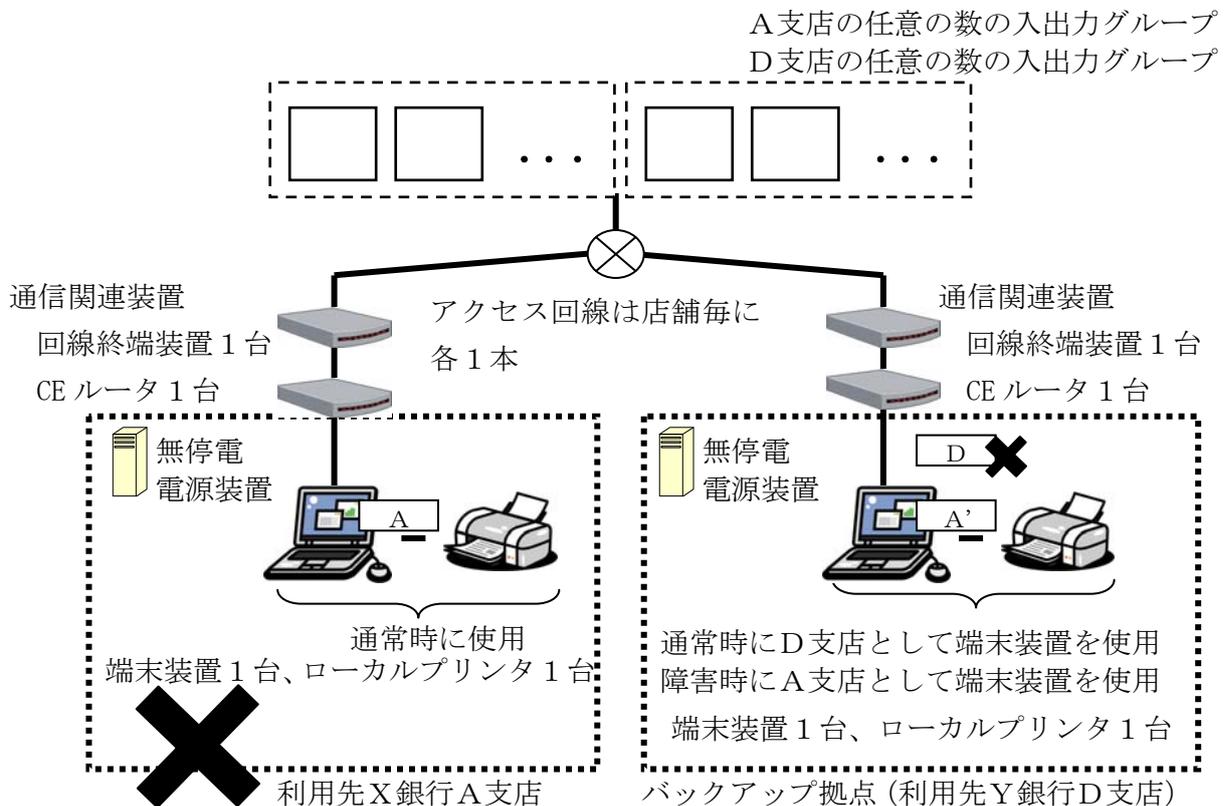
[障害時の対応：VI. 参照]

構成例

<バックアップ拠点に端末装置を2台以上設置している場合>



<バックアップ拠点に端末装置を1台しか設置していない場合>



○ 第1編Ⅱ. 5. を横線のとおり改める。

5. 端末装置と利用先社内ネットワークの接続

利用先は、端末装置（国内に設置している端末装置に限ります。以下5.において同じです。）と利用先社内ネットワークとを接続することにより、ファイルアップロード・ダウンロード機能または照会データファイル取得機能等を利用する場合において、USBメモリ等の記憶媒体を使用せず、ネットワーク経由で端末装置と利用先システムとの間のファイル授受を行うことができます（注1）。

~~（注）ファイルアップロード機能によりアップロードするファイルについて、利用先社内ネットワークを経由して端末装置に格納した場合には、その都度、ウイルス対策ソフトを用いて当該ファイルのウイルスチェックを行う必要があります。~~

利用先は、端末装置と利用先社内ネットワークとの接続を希望する場合には、「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークとの接続に関する願書」（第5号書式）により日本銀行に申込み、その承認を得てください。端末装置と利用先社内ネットワークとを接続する利用先は、本利用細則および「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続要件」等に従うほか、日本銀行が必要に応じて行う指示に従う必要があります（注2）。

利用先は、端末装置と利用先社内ネットワークの接続の利用を取止める場合には、「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークとの接続の取止めに関する届出書」（第6号書式）により日本銀行に届出てください。この場合、日本銀行より開示した資料を併せて返却してください。

（注1）ファイルアップロード機能によりアップロードするファイルについて、利用先社内ネットワークを経由して端末装置に格納した場合には、その都度、ウイルス対策ソフトを用いて当該ファイルのウイルスチェックを行う必要があります。

（注2）第1編Ⅱ. 4.（2）ハ.に基づき他の利用先（他の金融機関等）での業務継続で使用する端末装置がある場合には、利用先社内ネットワーク側で同端末装置との通信ができない設定を行ってください。また、同端末装置との接続を含め日銀ネットの利用において他の金融機関等に属する社内ネットワークとの接続は行わないでください。

○第1編VI. 2. を横線のとおり改める。

2. 障害発生時における障害発生箇所別の対応（コンピュータ接続を除く。）

障害が発生した場合には、障害発生箇所の別により、以下のとおり対応します。なお、障害発生箇所が不明である場合（端末装置画面にブラウザソフトに応じたエラーメッセージ「ページを表示できません」等が表示され、次の（1）から（4）のいずれにもあてはまらないケース）には、障害発生を検知した利用先（以下「障害店」といいます。）は障害を検知した端末装置に表示されている処理通番を記録するとともに、速やかにセンターに連絡し、必要に応じ復旧措置につきその指示に従ってください。

また、障害店が、端末認証装置（障害時用）の利用を認められた利用先である場合、または障害時に限り他の金融機関等に属する通信回線等を使用することが認められた利用先である場合には、次の（1）から（5）までの対応に加え、端末認証装置（障害時用）を利用して、端末認証装置、端末装置またはアクセス回線のいずれかの障害により接続不可となっているセンターに接続することにより、または他の金融機関等に属する利用先の端末装置に自己の端末認証装置（障害時用を含みます）を装填し、端末装置またはアクセス回線のいずれかの障害により接続不可となっているセンターに接続することにより、業務を継続することが可能です。障害店は端末認証装置（障害時用）を使用する場合、または他の金融機関等に属する通信回線等を使用する場合には、予めセンターに連絡してください^{（注）}。

（注）他の金融機関等に属する通信回線等を使用する場合には、利用場所に関する情報を含めてセンターに連絡してください。

[端末認証装置（障害時用）を利用したバックアップ構成例：II. 4.（2）参照]

以下略（不変）

○第5編 [第3号書式]および[第4号書式]を次のとおり改める（全面改正）。

(第3号書式)

端末認証装置（障害時用）設置希望書

年 月 日

日 本 銀 行

御 中

(金融機関等コード)

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

(届出印) (注1)

(金融機関等名)
(代表者) (注1)



当方 _____ (注2) では、日本銀行金融ネットワークシステムの障害対応策として、通常使用している端末装置、端末認証装置または通信回線（通信関連装置を含む。）に障害が発生した場合にのみ使用するため、下記の場所に端末認証装置（障害時用）を設置することを希望します。

なお、端末認証装置（障害時用）を使用するに当たっては、貴行の定めるところに従うほか、当該端末認証装置について、当方、貴行または第三者に損害が発生した場合には、当該損害はすべて当方が負担し、貴行には一切ご迷惑をおかけしません。

記

1. 設置場所の住所 (注3) _____

2. 端末認証装置（障害時用）の利用形態（該当する箇所に○印を付すこと。）

| | |
|---|--------------------------|
| ①通常時に使用する日銀ネット端末とは別の場所に回線を敷設し、端末認証装置（障害時用）を設置する (注4)。 | <input type="checkbox"/> |
| ②同じ金融機関等に属する他の日銀ネット利用店に端末認証装置（障害時用）を設置する。 | <input type="checkbox"/> |
| ③他の金融機関等に属する他の日銀ネット利用店に端末認証装置（障害時用）を設置する (注5)。 | <input type="checkbox"/> |

以 上

(注1) 代表者またはその者から日銀ネットに関する権限を付与された者の役職名を記載のうえ、記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。

- (注2) 利用先の店舗名（店舗の届出がない場合には金融機関等名）を記載する。
- (注3) 営業所等（他の金融機関等に属する営業所等を含む）に設置する場合には、当該営業所等名も併せて記載する。また、設置場所が金融持株会社の施設である場合には、当該金融持株会社名も併せて記載する。
- (注4) 他の金融機関等に属する利用先にアクセス回線を敷設し、端末認証装置（障害時用）を設置する場合を含む。
- (注5) 障害時に限り他の金融機関等に属する通信回線等を使用することが認められた利用先（申出を行っている利用先を含む）である場合のみ記載する。

(第4号書式)

端末認証装置（障害時用）設置場所変更申請書
年 月 日

日 本 銀 行
御 中

(金融機関等コード)

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

(届出印)^(注1)

(金融機関等名)
(代表者)^(注1)



当方_____^(注2)の日本銀行金融ネットワークシステムの端末認証装置（障害時用）について、下記のとおり設置場所の変更を申請します。
なお、端末認証装置（障害時用）を使用するに当っては、貴行の定めるところに従うほか、当該端末認証装置について、当方、貴行または第三者に損害が発生した場合には、当該損害はすべて当方が負担し、貴行には一切ご迷惑をおかけしません。

記

| 端末認証装置 番号 | 変更前の設置場所の住所 ^(注3) | 変更後の設置場所の住所 ^(注3) |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |

(/)
以 上

- (注1) 代表者またはその者から日銀ネットに関する権限を付与された者の役職名を記載のうえ、記名捺印または署名する。役職名、氏名および印鑑または署名は、印鑑届等により日本銀行に届け出たものを使用すること。2葉目以降がある場合には、2葉目以降にも記名捺印または署名を行う。
- (注2) 利用先の店舗名（店舗の届出がない場合には金融機関等名）を記載する。
- (注3) 営業所等（他の金融機関等に属する営業所等を含む）に設置する場合には、当該営業所等名も併せて記載する。また、設置場所が金融持株会社の施設である場合には、当該金融持株会社名も併せて記載する。
- (注4) 下部余白のカッコ内は連続ページ番号を付す。